

令和7年度高知県リハビリテーション専門職等活用事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、令和7年度高知県リハビリテーション専門職等活用事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的)

第2条 県は、市町村における介護予防事業や地域ケア会議等に関与するリハビリテーション専門職等の人材育成を推進するため、その研修等に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助事業者、補助対象事業及び要件等)

第3条 補助事業者は、高知県リハビリテーション職能三団体協議会、公益社団法人高知県栄養士会及び一般社団法人高知県歯科衛生士会（以下「補助事業者」という。）とする。

2 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、補助対象経費、補助基本額、補助率及び交付額の算定方法は、別表第1に定めるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第4条 規則第3条第1項の申請書の様式は、別記第1号様式によるものとし、補助事業者は、補助金の交付を申請しようとするときは、関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

(補助の条件)

第5条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業の内容を変更する場合又は補助事業を中止し、若しくは廃止する場合は、事前に別記第2号様式による変更（中止・廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならないこと。ただし、補助対象経費の20パーセント以内の軽微な減額変更については、この限りでない。
- (2) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (3) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (4) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- (5) 補助事業により取得した財産は、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。

- (6) 補助事業により取得した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定められている耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。
- (7) 前号の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。
- (8) 補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならないこと。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。
- (9) 補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めること。
- (10) 補助事業の実施に当たっては、別表第 2 に掲げるいずれかに該当すると認められる者を契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (11) 県税の滞納がないこと。

（補助金の交付の決定及び通知）

第 6 条 知事は、第 4 条の補助金交付申請書又は前条第 1 号の変更（中止・廃止）承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の交付若しくは変更交付の決定又は中止若しくは廃止の決定を行い、当該補助事業者へ通知するものとする。ただし、当該補助事業者が別表第 2 に掲げるいずれかに該当すると認められるときは、この限りでない。

（補助金等の交付の決定の取消し）

第 7 条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正の手段により補助金の交付を受けたとき
- (2) 別表第 2 に掲げるいずれかに該当したとき
- (3) 補助事業等の目的を達成し得なかったとき

（概算払）

第 8 条 知事は、補助事業を遂行するために必要があると認めたときは、概算払をすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定に基づき概算払を請求しようとするときは、別記第 3 号様式

による請求書を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 規則第11条第1項の実績報告書の様式は、別記第4号様式によるものとし、補助事業の完了の日又は中止若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月15日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、第5条第8号ただし書の規定により交付の申請をした場合であって、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 補助事業者は、第5条第8号ただし書の規定により交付の申請をした場合であって、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額を速やかに別記第5号様式により知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

(検査等)

第10条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行の状況について報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(情報の開示)

第11条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(附則)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

2 この要綱は、令和8年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第5条第4号から第7号まで、第7条、第9条第3項及び第11条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表第 1（第 3 条関係）

補助対象事業	補助対象区分及び補助対象経費	補助率	補助基本額
リハビリテーション専門職等活用事業	介護予防事業等に関与するリハビリテーション専門職等の人材育成のための研修に要する経費のうち、報償費、旅費、需用費（ただし、食糧費については、研修会において日程の都合上必要となる講師の昼食代及び飲料に限る。）、役務費、委託料並びに使用料及び賃借料	定 額	高知県リハビリテーション職能三団体協議会 130 万円
			公益社団法人高知県栄養士会 33 万円
			一般社団法人高知県歯科衛生士会 517,000 円

※補助対象経費又は補助基本額のうちいずれか少ない額（1,000 円未満は切り捨て）を交付額とする。

別表第2（第5条 - 第7条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。